

奈良県告示第二百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び高取町事業課において縦覧に供する。

令和元年八月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 三・三・五三号 御所高取線	御所市大字玉手、大字本馬、大字東寺田及び大字柏原並びに高市郡高取町大字清水谷、大字吉備、大字松山、大字羽内、大字兵庫、大字田井庄、大字薩摩及び大字車木